

2014年7月30日

株式会社 日米英語学院
代表取締役 金久保 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：山崎
〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再お問い合わせ

2013年8月28日の当団体からの「お問い合わせ」送付以降、貴社には、消費者利益保護の観点から、特定商取引法上の概要書面、契約書面の改訂に取り組んでいただきました。

当団体としましては、貴社が上記改訂に向けて概要書面、契約書面の内容を検討され、実際に、一定の改訂がなされたこと自体については、一定の評価をしています。

しかしながら、貴社から2014年4月23日付回答書とともに送付いただいた概要書面、契約書面等をさらに当団体が検討しました結果、依然として問題があると考えられる点が散見されます。

そこで、当団体は、本書をもって、貴社に対して「再お問い合わせ」をさせていただきます。

つきましては、貴社におかれましては、下記質問事項にご回答いただくとともに、当団体との協議を経て貴社が最終的に使用を予定されている概要書面、契約書面、その他これらの書面と一体をなす書類・書面を2014年9月5日までに、当団体宛ご送付いただきますようお願いいたします。

なお、当団体と貴社とは、相当期間にわたって意見交換を実施してきましたことから、当団体としては、非公開による「お問い合わせ」活動は、今回で最後とさせていただきたく考えております。

今後、貴社に対する、さらなる概要書面、契約書面、その他関連する書面等の改善（改訂）を求める必要が生じた場合には、当団体としては、公開による

「申入れ」活動に移行する予定ですので、その旨、ご了解の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

特定商取引法は、特定継続的役務提供契約について、消費者利益の保護のため、消費者が不必要な長期契約に不当に拘束されないように、また、消費者が不明瞭な契約を締結することにより不測の損害を被ることのないように、様々な規制を設けております。

当団体としては、貴社が使用する概要書面、契約書面、その他これに関連する書面等の記載内容や、貴社が採用されるポイント制システムの運用如何によっては、かかる特定商取引法の消費者利益保護の趣旨を没却するような問題を生じさせる危険があると考えております。

貴社におかれましては、これらの点をさらにご認識いただき、より一層の概要書面、契約書面、その他これに関連する書面の改善と消費者利益保護のための適切な業務運営に取り組んでいただくようお願い申し上げます次第です。

記

第1 教材費について

貴社は、購入するポイント数に応じて単価の異なるコース制を採用され、そのコース毎に支払う教材費を〔授業料表〕にて、「一定額」として規定しておられます。また、購入すべき教材については、「教材価格一覧」を作成され、テキスト及びその価格を送付いただいているところです。

- 1 まず、当団体としては、かかる「一定額」として書面上記載されている教材費の支払いについて、少なくとも、概要書面、契約書面の記載からはその法的性質の理解が困難であると考えており、以下の観点からご整理いただく必要があるのではないかと考えております。

すなわち、上記「一定額」として書面上記載されている教材費の支払いの法的性質としては、①受講生が購入する具体的教材の対価を意味するという考え方、②役務提供の際に使用する可能性のある教材購入の対価（代金）を支払うための預かり金、または、③教材費を支払うことにより、それ以後、役務提供を受けるために必要な教材の提供を貴社から受けることができる地位を付与することの対価、などの考え方ができると思われませんが、概要書面、契約書面の記載からは、そのいずれの法的性質を有するものであるかが一見して明らかではありません。

この点、「一定額」として書面上記載されている教材費の支払いの法的性質を上記①又は②とすれば、いつどの商品についての所有権移転が生じるのかが明らかではありません。

また、実際に受講生に対して配布される教材の価格の合計が、上記「一定額」として書面上記載されているそれぞれの教材費に満たない場合において

は、概要書面 8 (2)・入学契約約款 1 9(2)記載の中途解約時のみならず、レッスン終了時（有効期限の徒過による終了を含む）などの場合において、差額をどのように清算するのかが不明であるという問題が生じます。

さらに、概要書面 3 ①・入学契約約款 1 4 ①に記載されている役務の対価等の支払方法の一つである、学資ローンを利用する場合、割賦販売法により特定継続的役務提供事業者（以下「事業者」という）に義務づけられている、同法に基づく書面交付義務を履践できないのではないか、という問題もあります。

すなわち、上記学資ローンが、貴社との間で役務提供契約を締結する際の役務提供等の対価の支払いについて、受講生がクレジット会社と個別信用購入あっせん契約（個別クレジット契約）を締結することを意味するものとするれば、貴社には、個別信用購入あっせん関係販売業者又は同役務提供事業者として、割賦販売法第 3 5 条の 3 の 8 に規定される締結時書面の交付義務が生じます。

そして、個別信用購入あっせん関係販売業者又は同役務提供事業者である貴社は、同法第 3 5 条の 3 の 8 第 6 号により「…当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品があるときは、その商品名」、同法同条第 9 号、同法施行規則第 7 9 条により、「商品名」（同法施行規則第 7 9 条 3 号）、「商品の商標又は製造者及び型式」（同 4 号）、「商品の数量」（同 5 号）等の記載が求められるところ「一定額」として抽象的に「教材費」として記載がなされているだけでは、特定が不十分であり、同法第 3 5 条の 3 の 8 による書面交付義務を果たしたとはいえないと考えられるからです。

一方、上記「一定額」として記載されている教材費の支払いの法的性質を上記③とすれば、貴社が現在使用されている概要書面、契約書面ではその旨の説明が不十分であると思いますし、中途解約時の精算条項が現在のままでよいのかという疑問もあります。

以上の点について、貴社のご見解をご教示下さい。

2 次に、上記の「教材価格一覧」については、契約に際し、受講生へ配布されているでしょうか。

特定商取引法第 4 2 条 1 項 1 号、2 号、同条 2 項 1 号、2 号は、特定継続的役務提供事業者に対して、受講生が購入すべき教材（関連商品）を概要書面、契約書面に記載して、交付すべきことを義務づけており、「教材価格一覧」がなければ、具体的に購入すべき教材（関連商品）の内容（商品名）や価額が明らかにならない以上、「教材価格一覧」を契約申込時、及び、契約締結時に交付していない以上、上記各書面交付義務を尽くしたことになるのではないかと思われます。

以上の点について、貴社のご見解をご教示下さい。

第2 ローン利用時の中途解約精算に関する概要書面8(3)・入学契約約款19(3)の記載について

ローン利用時の中途解約精算に関し、同書面には「学資ローンを利用されている場合には、ローン会社と協議の上、所定の方法で精算」との記載があります。

しかし、「ローン会社と協議」や「所定の方法」というだけでは内容が不明確ではないでしょうか。

特定商取引法は、契約書面については第42条1項・同法規則第32条1項1号チで、概要書面については同条2項6号で、中途解約に関する事項の記載を求めており、精算についての方法も消費者にわかりやすく記載される必要があると考えます。

また、同書面の中で「学資ローン」とは個別クレジット（割賦販売法における個別信用購入あっせん）を指すと思われるところ、包括クレジット（割賦販売法における包括信用購入あっせん）についても記載いただくべきでないかと考えます。

以上の点について、貴社のご見解をご教示下さい。

第3 文言の整理について

例えば、概要書面9・入学契約約款20記載のローン利用時の抗弁接続規定について、「抗弁の接続が出来る」などの記載がありますが、消費者にとっては、聞き慣れない言葉であり、非常に分かりにくいものと考えます。

また、概要書面3①記載の支払い方法として、クレジットカード(包括クレジットを指すものかと思えます)利用時に、「割引上限などをご確認下さい」という記載がありますが、この記載も容易に理解することは難しいと思われま

す。その他、消費者にとって、やや、わかりにくい言葉や文章が多々あるようにお見受けしますが、この様な文言について、何か工夫をされるお考えはありますでしょうか。

以上の点について、貴社のご見解をご教示下さい。

第4 概要書面8(1)①・8(1)②A、入学契約約款19(1)①・19(1)②A記載の「契約の締結及び登録に要した費用(以下、初期費用)」の説明について

初期費用については、一定の内訳を説明いただいているところ、2014年4月23日付回答書では、入学する人には全員レベルチェックをしている、というご説明になっています。

しかし、貴社は、当団体との協議の際には、入学時のレベルチェックのため

の試験を実施していない人もいる、という説明をされていたと思いますし、貴社から提供を受けた改訂された「入学契約書」のレベルチェック欄を見ると「未」との記載があり、契約書面発行時にレベルチェックをしない場合もあることが前提になっているようにも思われます。

これらの点は、どのように考えればよいでしょうか。中途解約時の返金にも関する問題ですので、貴社のご見解をご教示下さい。

以 上